**農地法第３条の規定による許可は、次の４つのポイントを確認して判断**

**１）全部効率利用要件** ： 農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、権利を有している農地及び許可申請に係る農地のすべてについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるか。

**２）農作業常時従事要件 ：** 農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、その取得後において行う耕作に必要な農作業に常時従事（原則年間１５０日以上）すると認められるか。

**３）地域との調和要件 ：** 取得後において行う耕作の事業の内容及び農地の位置・規模からみて農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないか。

**４）農地所有適格法人要件 ：** 法人の場合は農地所有適格法人であるか。

**なお、２）農作業常時従事要件 と、４）農地所有適格法人要件 には緩和措置があり、次の４つに該当する場合は要件が緩和されます。**

（１）農地の貸借の許可申請であること。

（２）農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件が貸借契約に付されていること。

（３）地域における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

（４）法人の場合、業務執行役員のうち一人以上の者が農業（企画管理労働等を含む）に常時従事すること。

※許可基準の詳細は事務局までお問い合わせください。